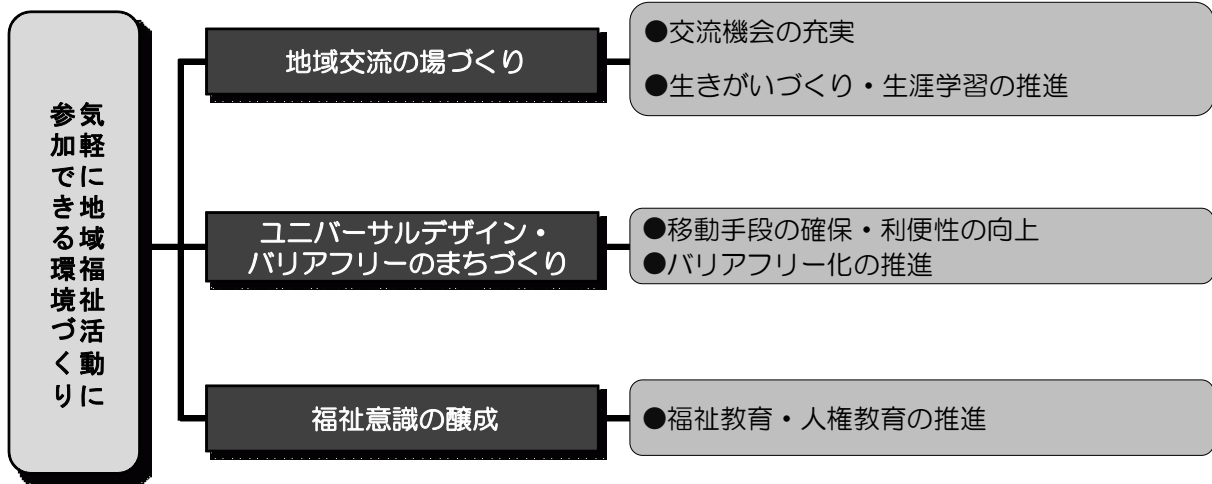


第 5 章 具体的な取り組みと役割分担

- 1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり
- 2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり
- 3 支え合い・助け合いの地域づくり

1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり



(1) 地域交流の場づくり

基本的な考え方

地域福祉を推進していくためには、地域でのふれあいや交流を通じて住民同士の日常的な付き合いを深め、地域住民がお互いに関心を持ち合うことが大切です。

地域行事への参加の減少などから地域に暮らす人と人とのつながりが希薄化し、地域の連帯感や協調性が薄れています。顔見知りになる機会が持てず、近所に住む住民同士がお互いのことをよく知らないこともあるようです。子育て中の親子、介護が必要な高齢者、障がいのある人やその家族については、さまざまな活動への参加の機会が少ないため、地域社会との交流やふれあいが不足している状況がうかがえます。高齢者と子どもと一緒に利用できるような憩いの場や、同じ悩みを持つ人が気軽に集まって情報交換ができるような交流の場など、地域の中でさまざまな交流の機会を確保することが求められています。

地域福祉活動を推進するうえで、その活動の場を確保することは重要です。気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、既存の施設などを活用した地域の拠点づくりが必要です。

誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の実現のためには、サロン活動や地域行事における子どもたちとのふれあい活動などを通じて地域のつながりを強化し、子育て中の親子や高齢者、障がいのある人とその家族の生きがいづくりにつなげていくことが大切です。

事業・取り組み

- ① 交流機会の充実
- ② 生きがいづくり・生涯学習の推進

事業・取り組み① 【交流機会の充実】

身近な地域において、誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
65歳以上人口における週一元気アップ教室の参加者割合	3.9%	10.0%
元気高齢者健やかサロンの実施地区数	90地区	149地区

自助（私や家族ができること）

- 積極的にあいさつをして、日頃から隣近所との付き合いを大切にします。
- 地域の一員として、地域活動や地域福祉活動に積極的に参加します。
- 子どもとともに地域行事に参加するなど、親子でふれあう時間を持つよう心がけます。
- 地域の交流活動などに積極的に参加し、心身のリフレッシュに努めます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 高齢者や障がいのある人が参加しやすい地域の行事や催し物を開催し、地域行事（文化祭・盆踊りや運動会など）への参加の呼びかけを行います。
- 子育て中の親や子どもたちなどが交流できる子育て支援サークルやサロン活動などを展開します。
- 学校行事に地域住民が参加するなど、学校を通じた地域との交流を図ります。
- 高齢者が気軽に集い語り合えるふれあいサロンなどを身近なところに設けます。
- 地域の高齢者と子どもなどがふれあえる、世代間交流につながる行事や活動を充実します。
- 行事の日程や時間帯、内容など、参加しやすい開催方法を検討します。
- 高齢者や障がいのある人、その家族が気軽に集い、交流できる場や機会を充実します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
週一元気アップ教室の推進	高齢者が容易に通える範囲での通いの場で、住民主体による体操教室の立ち上げを推進します。また、住民主体で開催するため、リーダーとなるボランティアの養成講座、フォローアップを開催します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
元気高齢者健やかサロン事業の推進	高齢者の交流の場、閉じこもり予防のための通いの場となるようサロン事業の推進をします。	高齢者支援課 社会福祉協議会
おれんじのれん（認知症カフェ）の開催	認知症の方やその家族、認知症のことを知りたい地域の方々などを対象に、誰もが気軽に立ち寄り認知症に関する知識や情報を共有したり、悩みを語り合いながら交流できる場としておれんじのれんを開催します。	地域包括支援センター
認知症家族支援プログラム（講座）及びつどいの開催	認知症症状に対する家族の悩みや困りごとに、専門職や介護経験者等から助言をもらい認知症についての学びを深めたり、同じ悩みを持つ仲間と話し合いをする場として開催します。	地域包括支援センター
YOU&あいサンフェスタの開催	障がい者の社会参加の機会を確保し、障がいの正しい理解と普及・啓発を促進する取り組みとして、YOU&あいサンフェスタを年1回開催します。	福祉課

事業・取り組み② 【生きがいつくり・生涯学習の推進】

いくつになっても住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、生涯を通じた学習活動や文化活動などを進め、生きがいつくりの充実を図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
公民館*講座数	138講座	138講座

自助（私や家族ができること）

- 住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、自分が必要とする生涯学習・講座等に積極的に参加します。
- 何事にも興味を持ち、趣味や生きがいを見つけることを心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 近所の人で声をかけ合い、誘い合って地域活動に参加します。
- 高齢者の知識や経験を活かした世代間交流の機会の充実を図ります。
- 公民館での生涯学習（学習活動や文化活動）事業を進め、地域住民の生きがいつくりにつなげます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
各種公民館事業の推進	生きがいつくり・生涯学習を推進し、地域住民が交流の場を持てる様々な学習機会の提供を行います。	社会教育課
障がい者・高齢者向けの図書宅配サービス事業	在宅の70歳以上高齢者または、障がいのある人で、直接、図書館へ来館できない方に対して、図書の宅配サービスを行います。	図書館

※公民館：地域社会における学習文化活動の基盤としての役割を担う社会教育施設の一つで、昭和24年制定の社会教育法に規定されている。公民館の活動は青年・女性学級、講座・講演会、集会、各種イベントなど幅広く行われているが、主として場の提供、学習機会の提供、地域づくりや文化創造などへの住民参加の探求に大別される。公民館の施設・環境整備は地方自治体の責任であり、小学校区または中学校区ごとに設置されている。

(2) ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり

基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っていくためには、社会参加を妨げる社会的障壁を取り除く必要があります。

合併による広域化や過疎化が進行し、公共交通の整理・統廃合などが進む中、通院や買い物等の日常的な外出時において、十分な移動手段を持たない高齢者が多くなっています。市民が少しでも気軽に外出できる機会が増えるように、民間路線バスが運行されていない地域において、コミュニティバス・コミュニティタクシーを運行したり、交通用具を必要とする地域の実情に応じた住民の移動手段の充実が求められています。生活の基本である移動を年齢や障がいの有無にかかわらず自由に行えるよう、今後の交通手段のあり方について十分な検討が必要です。

公共施設には、高齢者や障がいのある人、小さな子ども連れの視点に立った、利用しやすいトイレやスロープの整備、ドアを大きく開けられる広さのある駐車場などの工夫が望まれています。段差の解消が不十分な歩道など、バリアフリー化の遅れが指摘されており、高齢者や障がいのある人にとっては外出しにくい環境にあるようです。

事業・取り組み

- ① 移動手段の確保・利便性の向上
- ② バリアフリー化の推進

事業・取り組み① 【移動手段の確保・利便性の向上】

高齢者や障がいのある人などが、外出や通院等の移動に困ることのないよう、民間路線バスの運行維持の支援を行うほか、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利便性を高めるとともに、福祉サービスによる移動支援の充実を図り、気軽に利用できる移動手段の確保に努めます。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
市内路線バス利用者数の対前年度増減率	19.9%増	増加率 前年度以上
コミュニティバス・タクシー利用者数の対前年度増減率	4.3%減	増加率 前年度以上

自助（私や家族ができること）

- 交通機関や駐車場を利用する際には、基本的なマナーを守り、高齢者や障がいのある人の利用を妨げません。
- 外出支援サービスや移動支援事業等に関する情報を、積極的に入手するよう心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域行事の開催時などは、地域の住民相互による送迎を行い、協力し合います。
- 外出を支援するボランティアの育成を進めます。
- 地域住民の共助により外出を支援する体制の構築に努めます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
生活路線運行補助事業	市の公共交通の基幹である民間路線バスを維持するため、運行欠損額の補てんを行います。	政策企画課
コミュニティバス・タクシー運行事業	市内の交通空白地域の解消に向けて、民間路線バスの運行の無い地域において、バス事業者やタクシー事業者の車両と運転手を活用し、乗合型の地域公共交通を整備します。	政策企画課
路線バス利用促進事業	民間路線バスのうち、国東観光バスの回数乗車券綴りを購入された方に、同額規模の乗車券綴りを助成します。また、路線バスやコミュニティバス・タクシーなどの運行情報を周知し、広く利用を促進するため、市内の公共交通の時刻表と路線図を網羅した総合時刻表を配布します。	政策企画課

事業・取り組み② 【バリアフリー化の推進】

誰もが安心して積極的に社会参加できるよう、地域の施設や道路について、利便性・安全性の向上のためにバリアフリー化を推進します。また、パンフレット作成時には見やすく分かりやすい工夫を行うなど、ユニバーサルデザイン[※]についての意識啓発にも取り組みます。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
在宅重度障がい者住宅改修事業での助成件数	1件	3件

自助（私や家族ができること）

- ユニバーサルデザインやバリアフリーなどについて学習し、理解を深めます。
- 点字ブロックの上や狭い通路に障害物を置きません。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域の公民館等について、利用者が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、必要な整備に努めます。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーについて学習会等を開催し、理解を深めます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
公共施設や道路のバリアフリー化	公共施設や道路等を新設する場合には、バリアフリー化基準への適合が義務づけられていることから適切に整備します。また、既存施設についても改修時等にバリアフリー化を検討します。	関係課
バリアフリー化に必要な住宅改修への助成	高齢者や障がいのある人が安心して暮らすために必要な一定条件の改修費用の一部に助成します。	福祉課 高齢者支援課
大分バリアフリーマップへの情報提供	高齢者や障がいのある人、小さな子ども連れの方等の利用に配慮するため、県内各種施設等のバリアフリー化の情報を掲載した大分バリアフリーマップへの情報提供を行います。	福祉課

※ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方を発展させたもので、障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰もが使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。または、実現させていくこと。

(3) 福祉意識の醸成

基本的な考え方

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加などにより、地域活動への参加が限られるなど、地域における交流の機会が少なくなっています。より多くの市民がさまざまな関わり合いの中で地域福祉を推進していくためには、支え合いや助け合いの心を高めることが大切です。地域福祉に関する話し合いの場や情報の提供を行いながら、交流活動などを通じた支え合いの仕組みづくりの大切さについて広報・啓発を行うことが重要です。市民一人ひとりが周りに対して目を向けることや、地域の出来事に関心を持つことがそのための第一歩となります。

市民が地域福祉活動へ主体的に参画していくためには、子どもの頃からボランティア体験や多様な人々との交流などを通じて福祉への理解や関心を高めるなど、福祉教育を充実していくことが大切です。

また、地域には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなど多様な人が生活しています。

誰もが自分らしく、安心してずっと暮らしていけるまちを実現するためには、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、多様な人、生き方への理解を地域の中で広げ、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、ノーマライゼーション※の精神のもと、住民同士がお互いを認め合い、思いやり、支え合う人権意識を高める必要があります。

事業・取り組み

- ① 福祉教育・人権教育の推進

※ノーマライゼーション：高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、家庭や地域の中でその人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い共に生きる福祉社会の実現をめざす理念。

事業・取り組み① 【福祉教育・人権教育の推進】

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに相手の気持ちを大切に、思い合える心を育むことが大切です。誰もが対等の立場で社会に参画できるよう、市民の福祉教育や人権意識の啓発を推進します。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
人権講座・人権講演会の参加人数	4,280人	6,900人以上
地区人権学習会の参加人数	878人	2,800人以上

自助（私や家族ができること）

- 福祉や人権に関する学習会や研修等へ積極的に参加します。
- 家族の中で高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。

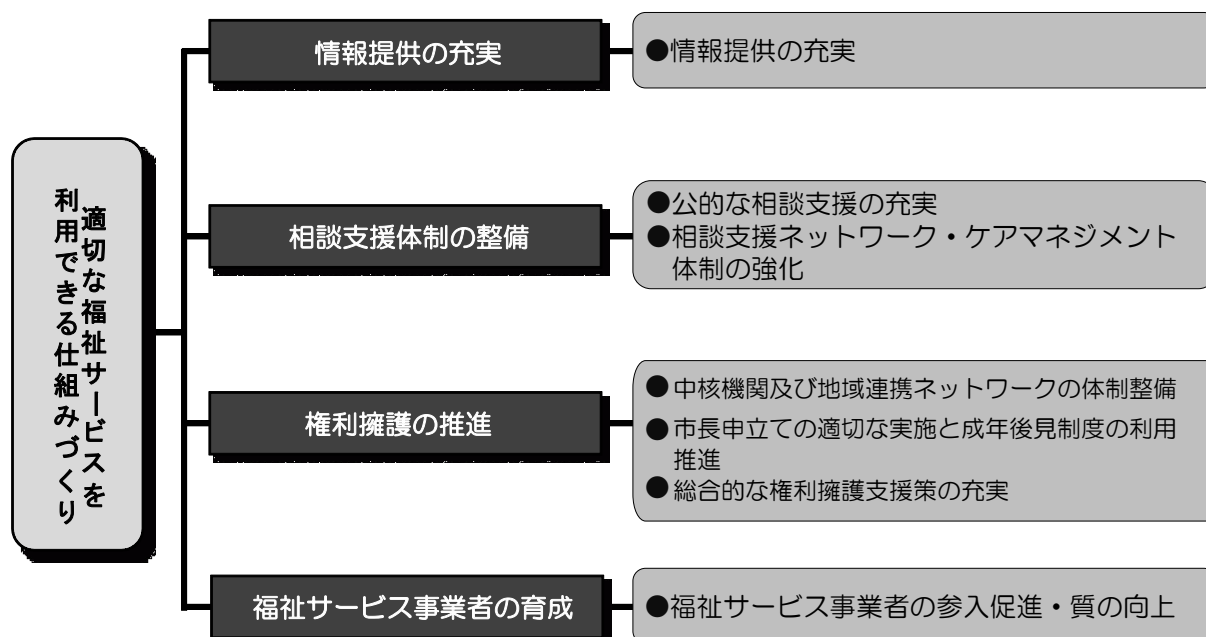
共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域で福祉や人権に関する学習会や研修等を開催します。
- 障がいのある人やその親との交流事業を推進するなど、幼い頃から障がいに対する理解を深めていきます。
- 地域活動やボランティア活動を行い、地域住民の福祉への理解を深めていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
精神障がい者くにさきフォーラムの開催	「心に病」のある方が安心して暮らせる地域づくりのため、精神障がいに偏見を持たずに受け入れてくれる地域づくりの一環として、精神障がい者くにさきフォーラムを年1回開催します。	高齢者支援課 福祉課 社会福祉協議会
地域福祉に関する啓発活動の推進	地域福祉の重要性への理解を深め、地域での交流や福祉活動などへの参加を促進するため、地域福祉に関する講演会や研修会を開催します。	福祉課 社会福祉協議会
人権講座・人権講演会の開催	様々な人権問題に対する理解と認識を深め、差別を解消するために行動し、差別のない「人権のまちづくり」実現に向けた取り組み推進のため、様々な機会を捉えて人権に関する講座や講演会を開催します。	人権啓発・部落差別解消推進課 社会教育課 隣保館
地区人権学習会の開催	差別のない明るい地域社会実現のため、「地区人権学習会」を全ての行政区で開催します。	人権啓発・部落差別解消推進課 社会教育課
男女共同参画社会の実現に向けた取り組み	男女共同参画社会の実現に向け、講演会・研修会の開催、啓発活動等を行います。	政策企画課
学校における人権教育やいじめ防止の取り組み	①教育課程に人権教育を位置づけ、推進を図るとともに、公開授業や講演会等で保護者への啓発を行います。 ②「hyper-QU（集団づくりに役立つアンケート）」を年2回実施し、いじめ等の早期発見・未然防止に努めます。 ③各学校でいじめ防止の基本方針を策定し、その方針に基づく取り組みを行います。	学校教育課

2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり



(1) 情報提供の充実

基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスの利用が可能であるとともに、わかりやすく効果的な情報伝達の仕組みによって、的確かつ容易に情報を得られるようにすることが必要です。

公的な子育て支援や高齢者福祉サービス、障がい福祉サービス及び各種の保健福祉施設の利用について、市の広報誌だけでは十分に理解できないと感じている人が多数みられます。地域住民が活用できる福祉サービス制度や社会資源などについて、ホームページや広報誌、ケーブルテレビなどさまざまな媒体を活用し、わかりやすい情報提供手段の充実が求められています。文書の文字を大きくしたり、図表やイラストを交えるなど情報の受け手の特性に合わせた適切な方法により情報を提供することも大切です。

サービスに関する情報があまり得られず、「どのようなサービスがあるかわからない」「利用するためにはどうすればいいかわからない」という人が多くなっています。情報を必要とする人に対して、適切な情報をわかりやすく、そして速やかに提供できる工夫や定期的な更新を行っているかなどの点検を継続していくことが重要です。

事業・取り組み

① 情報提供の充実

事業・取り組み① 【情報提供の充実】

身近な場所や機会を利用して、適切な福祉サービス等に関する必要な情報がいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
子育て支援サービスに関する広報チラシ等の配布・掲載回数	年3回	年5回
ボランティア活動に関する情報提供	必要に 応じて提供	定期的に提供

自助（私や家族ができること）

- サービスの内容について積極的に情報を得るように努力します。
- 必要としている情報を積極的に行政などに伝えます。
- 回覧板を必ず確認して、速やかに回覧するように心がけます。
- ホームページ、ケーブルテレビ、暮らしの便利帳、子育て支援ガイドブックなどを活用し、行政等から提供される情報の把握に心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域の情報を得にくい人に対しては、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝達します。
- 民生委員児童委員をはじめ、地域福祉に関係する人が、必要な人に必要な情報を提供し、行政窓口につながります。
- 地域の情報提供の手段として回覧板を活用します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
高齢者福祉サービスに関する情報提供の充実	市・地域包括支援センターの窓口の充実を図ります。 また、出前講座、市民向けフォーラム等で制度の周知を行うとともに、パンフレット、リーフレットを活用し、ホームページ、広報誌、ケーブルテレビなどの各種媒体での提供も積極的に行います。	高齢者支援課 地域包括支援センター
障がい福祉サービスに関する情報提供の充実	障がい福祉サービスに係るパンフレットや県作成の障がい福祉のしおりの配布などにより情報提供を行います。 また、窓口到手話通訳者を配置するなど、適切な情報提供及び意思疎通に努めます。	福祉課
子育て支援サービスに関する情報提供の充実	保育所・こども園・幼稚園や地域子育て支援センターを利用する保護者に向けて、子育て支援事業の広報チラシ配布や子育て支援サイトの紹介を行い、子育ての情報提供を行います。	福祉課
ボランティア活動に関する情報提供の充実	ボランティア活動の情報を集約し、社協だよりやホームページ、ケーブルテレビなどを活用しながら、市民への情報提供を行います。	社会福祉協議会

(2) 相談支援体制の整備

基本的な考え方

サービス利用者が、それぞれに適した福祉サービスを安心して利用することができるよう、必要な助言や相談支援を受けることのできる体制づくりが求められています。

サービス事業者やボランティア団体などのサービス提供者との連携を図りながら、支援を必要とする人の早期発見と問題解決、困難事例等の相談などの対応が必要です。また、多方面からの支援が必要となる相談については、関連する各専門機関や団体などが情報を共有し、連携強化を図りながら、総合的な相談支援体制の充実を図ることが重要となります。

適切なサービスの活用にあたっては、利用者やその家族が安心して必要なサービスを受けることができるよう、福祉・医療・保健分野などの関係機関やサービス事業者はもとより、地域住民が担い手となる地域福祉活動との協力・連携を強化したケアマネジメント体制を整えることが必要です。

また、複雑化、複合化した課題や分野別では解決できない事例を重層的支援会議の開催により包括的な総合支援に応じることが可能になり、地域課題の解決につなげることが重要です。

事業・取り組み

- ① 公的な相談支援の充実
- ② 相談支援ネットワーク・ケアマネジメント体制の強化

事業・取り組み① 【公的な相談支援の充実】

相談支援を充実するために専門職を配置するなど、関係部署・機関との連携を図り、相談者の多様なニーズに適切な対応ができる相談体制の充実を図ります。

就労や住まい、家計など生活困窮者が抱える複合的な問題に対しては、民生委員児童委員、隣保館、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、各種支援を包括的に行うとともに、自らSOSを発しにくい生活困窮者が市報・周知媒体に触れることができるように、制度や相談窓口についての周知を図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
介護支援専門員のスキルアップ研修	ケアネット18回 (3カ所×6回) 従事者研修1回	ケアネット18回(3カ所×6回) 従事者研修1回
子育て支援拠点を利用した地域交流の実施回数	コロナ禍で未実施	年2回

自助（私や家族ができること）

- 広報誌やホームページ等を利用して、日頃から各種相談窓口の把握に心がけます。
- 不安や悩みがある場合には、一人で悩まずに、各種相談窓口を積極的に活用するよう心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 各種相談窓口の活用を呼びかけます。
- 専門的な相談支援が必要な人については、適切に行政機関へつなげていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進行に伴い、多様な相談（認知症含）が増える中、適切な人員を配置し対応・支援ができる体制づくりに努めます。また、介護支援専門員のスキルアップにつながる研修の場をつくります。	地域包括支援センター
地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が交流する場を提供します。また、季節の行事を行ったり、子育て情報の提供や子育てに関する悩みや不安などについて相談支援を行います。	福祉課
障がい者相談支援事業の充実	関係機関と連携しながら福祉サービスの情報提供や各種アドバイスなどを行い、障がいのある人やその家族が安心して自立した生活を送れるように支援します。	福祉課
発達障がい児相談支援事業の充実	保育所や放課後児童クラブ等の施設に巡回等支援を実施し、支援を必要とする子どもたちのための環境づくりを図るとともに、施設等の支援を担当する職員に対して障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	福祉課
生活困窮者自立支援制度の推進	生活に困窮する方、またはその恐れのある方に対する総合的な相談支援を行い、個別に包括的な支援を行います。また、関係機関・団体と連携し、地域での見守りや地域活動への参加促進を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
健康に関する訪問や相談活動の充実	市民や関係機関からの相談に応じ、他機関等と連携して対応します。また、ここ数年、外出を自粛する傾向にあることから健康や疾病に関する相談会等を広く周知し、適切なアドバイスを行います。	医療保健課
乳児家庭全戸訪問	乳児がいる全世帯を対象に訪問を行い、乳児の発育の確認や母親等の育児不安に早期に対応します。また、予防接種、健診のスケジュール案作成や地域子育て支援センター等の情報提供を行い、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図ります。	医療保健課

事業・取り組み② 【相談支援ネットワーク・ケアマネジメント体制の強化】

福祉・医療・保健などの異なる専門分野に及び内容の相談に対応していくため、行政機関や専門の相談機関、各種団体等を活用した相談支援ネットワークの構築・強化を進めます。また、個人に適したサービスを包括的に提供するため、ケアマネジメント機能を充実し体制の強化を図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域ケア会議の開催回数	年24回	年24回 (介護度の軽度化を図る)
重層的支援体制の整備	未実施	体制の整備

自助（私や家族ができること）

- サービスを利用する際やケアプランを作成するときには、利用者として支援者の援助を受けながら、自分の意向をしっかりと伝える姿勢を大切にします。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 専門的な支援の必要性を把握した時には、速やかに適切な行政機関へとつないでいきます。
- 公的機関が整備・調整を図る各種相談支援ネットワークへの参加・参画が求められた時には、積極的に協力していきます。
- 虐待に対しては、早期発見、早期対応が非常に重要です。虐待や暴力などを受けたと思われる高齢者や障がいのある人、児童等を発見した場合は、行政機関へ速やかに報告します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域ケア会議の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、地域包括支援センターや介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントを通じて高齢者の自立支援を促します。また、個別の事例検討から地域における生活課題を抽出し、その解決に向けた方策を検討し実行します。	高齢者支援課
障がい者地域自立支援協議会の充実	障がいのある人がその有する能力や適性に応じ自立した生活を送ることができるよう、関係機関や福祉サービス事業者などと連携して地域の課題として情報を共有し、課題の改善・解決につなげます。	福祉課
要保護児童対策地域協議会 [*] の充実	関係機関と連携しながら、児童虐待の対応に取り組みます。また、児童福祉施設等の職員に向けた児童虐待防止研修を実施します。	福祉課

※要保護児童対策地域協議会：平成16年の児童福祉法改正により法定化された、市町村における家庭児童相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする、要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワーク。

(3) 権利擁護の推進（国東市成年後見制度利用促進計画）

基本的な考え方

家族や地域住民、民生委員児童委員、福祉専門職等の支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある場合において、専門的・継続的な視点から支援を行うため、「国東市成年後見制度利用促進計画」を策定し、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活を継続できるように、利用促進を図ります。

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方の財産や権利を保護するため、成年後見人等が支援していく制度です。国の第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークの一層の充実などを基本的考え方としています。権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、地域や福祉・行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを計画策定の目的とします。そして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

国東市成年後見制度利用促進計画

本計画の位置づけは、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

計画期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

事業・取り組み

- ① 中核機関及び地域連携ネットワークの体制整備
- ② 市長申立ての適切な実施と成年後見制度の利用推進
- ③ 総合的な権利擁護支援策の充実

事業・取り組み① 【中核機関及び地域連携ネットワークの体制整備】

本人らしい生活を守るために、必要な方が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要としている方が地域社会に参加できるようにするため、地域・福祉・行政・法律専門職団体などと連携し支援する、地域連携ネットワークの構築を目指します。そのためには、中核となる機関の設置が必要となります。中核機関については、地域と深い繋がりがあり、すでに判断能力が十分でない人の支援を行う日常生活自立支援事業を実施している国東市社会福祉協議会と委託の協議を行っています。

現在、広域型成年後見支援センターとして委託をしている豊後高田市社会福祉協議会より、令和5年度末をもって広域型の委託解消の申し出を受け、国東市社会福祉協議会として国東市の方の法人後見業務を新たに引き継ぐことも検討しているため、中核機関を委託した場合には、市としても国東市社会福祉協議会と連携して活動を行い、(ア) 広報機能 (イ) 相談機能 (ウ) 成年後見制度利用促進機能<受任者調整・担い手の育成、活動の促進> (エ) 後見人支援機能 (オ) 不正防止機能 の段階的な整備をめざします。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
成年後見制度*に関する市民向け講演会の開催	年1回	年1回
市民後見人養成講座受講者(担い手の育成)	10人	30人

※2年に1回の養成講座の開催(翌年はフォローアップ研修をする予定)

自助(私や家族ができること)

- 人権尊重の意識を持ち、すべての人に思いやりを持って接するよう心がけます。
- お互いの権利を尊重します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身に付け、必要に応じて利用します。

共助(地域の中で取り組むこと)

- 個人情報の取り扱いや個人の権利について、十分注意を払います。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を深めるため、講演会や研修等に参加します。
- 地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようなネットワークづくりに参加します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
成年後見制度の普及と利用促進	本制度の利用促進に向け「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。あわせて、広報・普及啓発や各種相談機関との連携を図りながら相談体制整備を強化し、制度が必要な方に適切な相談対応や支援を行います。	地域包括支援センター 福祉課 社会福祉協議会

事業・取り組み②【市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の利用推進】

成年後見制度の利用が必要でありながら、自ら申し立てることが困難な場合や申し立てる親族がない場合は、市長申立てを行います。また、虐待事案やセルフネグレクトへの支援としても、積極的に市長申立てを活用します。そのために、制度が必要な人を発見し、相談に繋がられるよう、地域連携ネットワークの整備を進めます。

申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない場合は、費用の負担や報酬の助成を行い成年後見制度の利用を支援します。

自助（私や家族ができること）

- 相談ができる窓口の情報収集と必要に応じた利用をします。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域で身寄りのない独居高齢者等で、制度が必要な方を発見した時には、相談に繋げるように心がけます。
- 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等、高齢者や障がいのある人を狙った消費者被害を防止するため、地域での見守り活動などで支え合います。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
成年後見制度利用支援事業の推進	市長申立てマニュアルの作成と相談を受けてからスムーズに申立てできるような体制づくり 経済的な事情で制度利用ができないようなことにならないように、費用負担や報酬の助成を行う。	関係課

・事業・取り組み③ 【総合的な権利擁護支援策の充実】

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、日常生活自立支援事業等との連携、体制強化を図ります。市民後見人養成研修修了者が意思決定支援の活動ができるように、日常的な相談に応じるとともに必要な場合には専門職や家庭裁判所、その他の関係機関と連携しながら支援していきます。また、サービスの利用者がサービス利用において問題が生じた場合に、サービス事業者との間で弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応を図ります。

自助（私や家族ができること）

- 苦情相談窓口を積極的に活用するよう心がけます。
- サービス事業者と対等な契約関係であるという認識を持ち情報収集を心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- サービス利用者が不利益を被っている場合は、関係機関に相談するよう働きかけます。
- サービス事業者は、地域福祉の推進に向けた重要な担い手という認識のもと、利用者の権利擁護のため、利用者からの苦情解決には真摯に対応します。
- サービス事業者は、苦情相談窓口及び第三者委員会を設置し、苦情の適正な解決に努めます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
福祉サービス利用者への苦情解決制度の周知	福祉サービスの利用者に苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進し、万一の場合には迅速な対応を図ります。	関係課
福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発	福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発を進め、利用者が適切にサービスを利用できるように支援します。	関係課
日常生活自立支援事業の利用の周知・推進	判断能力が低下してきた方の意思決定支援のために、社会福祉協議会と連携して対応を図ります。	関係課

(4) 福祉サービス事業者の育成

基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域の中で充実した生活を送るためには、それぞれの生活課題に対応したきめ細やかな福祉サービスが提供されることが大切です。

高齢者や障がいのある人の中には制度的に整備されたサービスだけでは支援が不十分な人がみられます。また、今後は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴って、サービスの活用を望む人の数も増加していくものと考えられます。社会福祉法人のみならず、NPO法人などのさまざまなサービス提供者が、それぞれの特性を活かしながら事業を展開し、サービスの質的向上や利用者の選択の幅を広げ、必要と見込まれるサービス量を確保することが必要となります。

また、利用者が安心してサービスを活用できるためには、第三者評価の導入をサービス事業者に働きかけるなど、サービスの質の向上を図るための取り組みを推進します。

事業・取り組み

- ① 福祉サービス事業者の参入促進・質の向上

事業・取り組み① 【福祉サービス事業者の参入促進・質の向上】

利用者の選択の幅を拡大させるため、福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供や相談・助言を行い、幅広い事業主体が福祉サービスへ参入することを促進します。

また、研修会などを実施してサービスの質の確保に努めるとともに、第三者評価制度の導入やサービス実施の適正化を啓発することによって、サービス事業者の質の向上を図ります。

自助（私や家族ができること）

- サービスの利用者として、サービス提供者にさまざまなニーズを発信します。
- サービスを利用する際には、情報入手に努め、優良なサービス事業者を選択することを心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- サービス事業者等は、地域福祉の向上を担う貴重な資源として、利用者ニーズと地域特性を踏まえ、地域の中で不足しているサービスの実施・創出に努めます。
- サービス利用者のニーズに的確に対応していくため、サービスの質を向上させるとともに、新しい分野を積極的に開拓していきます。
- 他の事業所と意見交換するなど、お互いに連携を図り、サービスの質を高めていく仕組みづくりを進めます。
- サービス事業者は、サービスを担う社会的使命を認識し、適正な事業運営を図っていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
多様な福祉サービス事業者の参入促進	市民の福祉ニーズに応じた新しい福祉サービス事業者の参入を促進します。	関係課
福祉サービス事業者の質の向上	関係機関と連携し、福祉サービス事業者の向上に向けた研修会を実施します。 また、サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用してサービス事業者を選択するよう啓発に努めます。	関係課
福祉サービスに携わる人材の確保と育成	介護人材の就労に対する助成事業等を設け、福祉サービスに携わる人材の確保や育成に取り組みます。 また、処遇改善加算や補助金などの制度により、介護人材、ヘルパー、保育士等の福祉に関わる人材の拡充に努めます。	関係課

3 支え合い・助け合いの地域づくり



(1) 地域の連携体制の構築

基本的な考え方

地域の中には、さまざまな人々がそれぞれに悩みや不安を抱えて生活をしています。介護、障がい、子育て、貧困等世帯が抱える課題は多様化・複雑化しており、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立してしまう高齢者、障がいのある人やその家族、子育て中の家族もみられます。地域の中で安否確認や地域での見守り体制を整え、地域の横のつながりを強化することが必要です。

また、近年の少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより地域のつながりが希薄化し、身近な生活課題に対して支え合い・助け合う相互扶助機能も低下しています。地域の中での見守りネットワークによる活動を通じ、さまざまな問題を抱える人たちを早期に発見するとともに、気軽に相談できる体制を地域の中で整備していくことが求められています。

事業・取り組み

- ① 地域における見守りネットワークの構築・強化
- ② 地域における相談支援体制の充実

事業・取り組み① 【地域における見守りネットワークの構築・強化】

地域の中で悩みや問題を抱えた人が孤立したり、登下校時の子どもたちが危険に巻き込まれたりしないよう、積極的な訪問活動や地域の見守りを行うネットワークづくりを推進します。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域ふれあいネットワーク会議設置率	73.2%	100.0%
地域支え合い推進員及び協議体の設置数	推進員配置数 6人 協議体数 7 協議体	推進員配置数 6人 協議体数 21 協議体

※協議体数には、第1層～第3層を含む。

自助（私や家族ができること）

- 隣近所で声をかけ合い、日頃から近所づきあいを大切にします。
- ひとり暮らし高齢者のごみ出しなど、日常の困りごとに対する助け合いを大切にします。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域ふれあいネットワーク等を見守り活動を充実させるため、各種団体等で情報の共有や連携の強化を図ります。
- 身近な地域の中で見守り活動を組織的に進めていくため、見守りネットワークの構築・展開を図っていくことを話し合う場を設けます。
- 見守り活動を通じて要配慮者の連絡網を作成し、緊急時も含めた支援体制づくりを進めます。
- 子どもたちと交流を深めながら交通安全や防犯を進めるため、登下校時の見守り活動を充実・強化します。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ声をかけ、訪問活動を充実・強化します。
- 地域の中で支え合う仕組みづくりをめざします。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域ふれあいネットワーク会議の支援	高齢者の見守り支援を拡大し、健康で安心できる生活環境づくりを目指すために市内全行政区でのネットワーク会議の結成を目指します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
緊急通報システム※の利用促進	ひとり暮らし高齢者の急病又は災害等の緊急時に迅速な対応を図るため、緊急通報システム装置の設置を推進します。	高齢者支援課
地域支え合い活動支援事業の展開	生活支援サービスの充実のために、次の取組みを推進する地域支え合い推進員及び協議体の設置を勧めます。 ①高齢者を支援の担い手となるよう養成し、支援の場につなげます。 ②生活支援サービスの提供主体として、多様な主体のネットワークを構築します。 ③支援を必要とする高齢者のニーズに合ったサービスを提供する体制を整備します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークの推進	認知症の方や見守りが必要な高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、協力機関からの情報提供や協力を得ながら地域での見守りを推進します。 また、行方不明になり警察に捜索願が出された際、協力機関に情報を提供し可能な範囲で捜索に協力いただき早期発見・保護につなげます。	地域包括支援センター
あんしんボタン（救急医療情報キット）の利用促進	高齢者世帯等の安心・安全な暮らしを守るため、民生委員児童委員の協力を得ながら、あんしんボタン（救急医療情報キット）の利用促進及びキットに入れている記入事項の定期確認を行います。	福祉課

※緊急通報システム：ひとり暮らしの高齢者や身体障がいのある人、昼間独居・高齢者夫婦世帯などが、体調の変化、転倒、火災などの緊急事態が起こった時に緊急通報装置を使用し、あらかじめ設定してある親族や近隣住民・民生委員などの協力員宅に迅速に連絡するシステム。

事業・取り組み② 【地域における相談支援体制の充実】

地域における相談活動の活性化に努めます。地域ぐるみで悩みや問題を解決できる仕組みづくりを進めるとともに、必要に応じて行政やその他の関係機関につなげ、相談支援体制の充実を図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
民生委員児童委員定例会における事業・制度等の説明回数	年6回	年8回
ファミリーサポートセンター会員登録人数	103名	110名

自助（私や家族ができること）

- 声かけ等により近隣との日常的なつながりを大切にします。
- 民生委員児童委員や隣近所の人たちとのかかわりを持ち、地域の中で相談できる人をできるだけ多くつくります。
- 不安や悩みがある場合には、一人で悩まずに地域の中で相談活動に携わる人たちに積極的に相談するよう心がけます。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 家族や本人が気軽に相談や話をする事ができる窓口や場を設けます。
- 専門的な相談支援が必要なときには、適切な行政機関へとつなげていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域健康づくり活動組織の充実	保健推進委員や食生活改善推進協議会などの地域健康づくり組織が、地域のリーダーとして活動することを支援します。	医療保健課
民生委員児童委員活動の支援	民生委員児童委員として必要な知識を身に付け、地域住民と行政とのつなぎ役としての役割を十分発揮できるよう社会福祉協議会と連携しながら、各種研修会への積極的参加、定例会の活性化、各種活動の充実につなげるために必要な支援を行います。 また、福祉に関する制度、防犯・防災、市が実施する福祉事業等に関する説明を行うことで相談や訪問活動時に役立ててもらおうとともに、日々の活動の負担軽減を図ることで民生委員児童委員の人材確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
ファミリーサポートセンター事業*の推進	事業周知を行いながら「子育ての援助をしてほしい会員」と「子育ての援助ができる会員」を募集します。また、援助会員への研修会や会員同士の交流事業を実施します。	福祉課
無料法律相談会の開催	弁護士、司法書士による無料法律相談会を市内地区ごとに年間2回計8回開催します。	社会福祉協議会

※ファミリーサポートセンター事業：地域における育児の相互援助活動を推進するため、育児の援助を受けたい人と育児の支援を行いたい人を会員として組織化し、会員間の相互援助活動の調整その他の業務を行い、子育て家庭を地域で支援し、保護者が安心して育児ができる環境を整える児童福祉の向上を図る事業。）

(2) 地域の防犯・防災体制の整備

基本的な考え方

火災や地震などの災害時においては、家庭や地域におけるつながりの希薄化などにより、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について少しでも被害を減らせるよう、地域で要支援者の情報が共有され、災害時の安否確認・避難支援といった初期支援が地域における共助を中心に行われる仕組みづくりを進めていく必要があります。生命の危険に大きく関わるため、災害発生時の避難体制、被災後の支援体制を整える必要があります。避難行動要支援者名簿への登録や個別避難計画の作成を推進するとともに、地域の中で防災訓練を行うなど、地域全体で防災・減災対策の充実を図っていくことが大切です。また、行政の防災施策と地域の自主的な防災活動や支援活動とを連携させることも重要です。

最近では、児童の登下校時の犯罪被害や高齢者の悪徳商法被害など、市民が犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。地域の中で子どもたちが安心して遊べるように、また、市民が悪徳商法や契約トラブル等にあわないように、地域住民がお互いに声かけや見守りを行うなど、地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を醸成し、地域住民が協力して防犯に取り組む必要性が高まっています。

事業・取り組み

- ① 地域における防犯活動の充実
- ② 地域における防災体制の強化

事業・取り組み① 【地域における防犯活動の充実】

子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、あらゆる地域住民が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室の開催や広報誌等を通じた意識啓発をはじめ、地域の中でパトロールを行うなど防犯活動の充実を図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
行政区における防犯灯設置要望箇所の設置率	100.0%	100.0%
評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
消費生活相談・出張相談・啓発講座の実施	相談件数 102件 出張相談 9回 啓発講座 5回	相談件数 100件 出張相談 9回 啓発講座 5回 街頭啓発 4回

自助（私や家族ができること）

- 声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に積極的に参加します。
- 常に防犯意識を持ち、特に見知らぬ人等の行動に注意します。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 高齢者や地域の人たちによる登下校時の見守り活動を行います。
- 一人で登下校しないよう、集団での登下校を学校に呼びかけます。
- ボランティアや各団体の連携を図り、地域での安全パトロール（見守り隊）を全市に広げて実施します。
- 悪徳商法に関する情報の共有を図り、被害に遭わないよう呼びかけます。
- 地域行事を活用しながら、定期的な防犯教室を開催します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
防犯灯設置事業	夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に設置し安心・安全の地域づくりをめざします。	総務課
子ども連絡所設置事業	子どもたちが、登下校時や公園・広場などで知らない人から声をかけられたりした時に、助けを求めることのできる民家、商店、事務所などに設置し安心・安全の地域づくりをめざします。	教育総務課
消費生活相談の充実	国東市消費生活センターは、悪質商法・契約トラブルなど、消費生活に関する相談業務を行っています。また、消費者トラブルを集約しながら、消費者トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を身につけて頂くよう啓発にも力を入れていきます。	活力創生課

事業・取り組み② 【地域における防災体制の強化】

災害時に地域での支援体制が十分に機能するためには、平常時からお互いに顔の見える関係をつくり、地域の支え合い・見守りを活性化することが重要です。行政区を中心に展開されている地域支え合い活動では、避難行動要支援者の情報について支え合い対象者名簿として提供し、地域と情報を共有することで、平常時からの見守り活動を推進していきます。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
避難行動要支援者名簿登載者のうち平常時からの事前提供同意率	53.4%	70.0%
福祉避難所開設訓練の実施	未実施	年1回

自助（私や家族ができること）

- 日頃から、非常持ち出し品の準備や避難場所や防災設備を確認しておきます。
- 地域で行われる防災訓練に積極的に参加します。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 緊急時の連絡網等への加入を促進し、緊急連絡体制を整備します。
- 地域で、日頃から緊急時の体制を整えます。
- 災害時や緊急時における要配慮者の把握を行います。
- 災害時などの緊急時に、高齢者などの支援を必要とする人を避難させるための組織をつくります。
- 防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、防災教室などの開催を行います。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
区長・防災士合同研修会の充実	災害発生直後から初期段階における活動については、自助と共助で対応していく必要があります。また平常時についても、自助・共助による防災活動の重要性等を啓発する地域活動の担い手として区長・防災士の研修会の充実をめざします。	総務課
防災・減災に向けた啓発活動	国東市防災避難訓練を行います。風水害等接近に伴う注意喚起の防災行政無線放送、市ホームページ・広報誌等による災害啓発を行い、市民一人ひとりが日頃から具体的な行動（事前の備え）に着手することによって、安心・安全なまちづくりをめざします。	総務課
福祉避難所の整備	指定福祉避難所の機能充実を図るため、各福祉避難所に対して備蓄物資の配備を行います。 また、福祉避難所の開設・運営事例がないことから、要援護者の受け入れが円滑に行えるよう避難所の開設・運営訓練を実施し、受け入れ体制づくりを進めます。	福祉課
避難行動要支援者の支援体制の充実	高齢者や障がいのある人などが、平常時からの見守りを通じて災害時等における支援を地域の中で受けられるよう避難行動要支援者名簿の事前提供への同意を推進し、避難時の支援者となる自主防災組織や民生委員児童委員等に提供します。 また、提供された情報を元に各地域において個別支援計画の作成・活用が図られるよう周知啓発に努めます。	福祉課

(3) 国東市再犯防止推進計画

基本的な考え方

全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあります。本市では近年おおよそ30～40件/年で推移しており、横ばい傾向となっています。今後とも安心して安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。

犯罪をした人等の中には、社会復帰後に住居や就労先がない場合や、貧困、疾病などの様々な生きづらさにより、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないことから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進することが必要です。

事業・取り組み

- ① 再犯防止の推進

計画の位置づけ及び期間

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけられているものです。

計画期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

事業・取り組み① 【再犯防止の推進】

犯罪をした人等が立ち直ろうとすることを支え、孤立することのないよう、再犯防止に向けた地域ぐるみの支援体制を整備し、適切な支援が受けられる地域づくりに取り組みます。

そして、誰もが社会の一員として尊重され支え合う地域共生社会の実現をめざします。

自助（私や家族ができること）

○犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ります。

○地域の更生保護活動を理解し、支援します。

共助（地域の中で取り組むこと）

○非行防止や犯罪予防啓発のために「社会を明るくする運動」を推進します。

○保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援します。

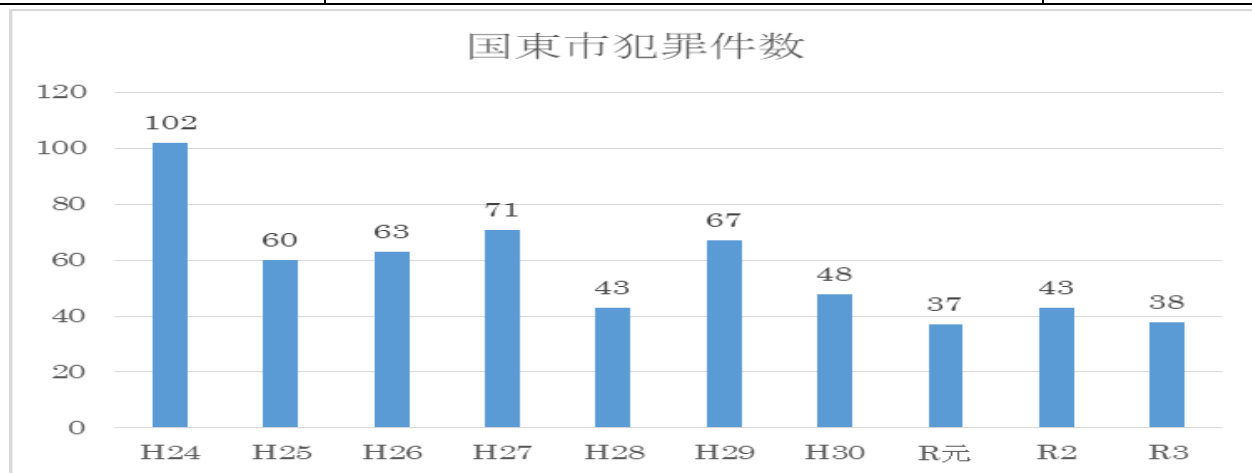
○犯罪や非行をした人たちが再犯に至らないために協力雇用主を地域で支援します。

○犯罪被害者が、社会から孤立することがないように、寄り添い支えていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
就労・住居の確保等	ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。 また、生活困窮者相談窓口において、安定した生活や住居の確保に向けた相談支援を行います。	福祉課
学校等と連携した修学支援の実施等	小中学校のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。 各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。	福祉課 学校教育課
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	更生保護活動を行っている国東保護区保護司会、国東地区更正保護女性会等の連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。 保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報誌等による更生保護の啓発や保護司など民間ボランティア募集の呼びかけに対する協力を努めます。	福祉課

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
保健医療・福祉サービスの利用の促進等	犯罪をした人等のうち生活困窮者や障がい者等の福祉的支援が必要な人に対して、適切な保健医療・福祉サービスへつなげます。	福祉課 医療保健課
公営住宅の提供	安定した居住環境を必要とする人に対し、大分県住宅供給公社等と協力しながら、市営・県営住宅の利用を促します。	まちづくり推進課
DV 及び虐待事案等への対応	配偶者やパートナー等からの暴力や虐待などで悩む人の相談に対応し、それぞれのケースに対応した支援を提供します。	福祉課
薬物乱用防止の啓発活動及び大麻・けし撲滅運動	薬物乱用防止活動を支援するために募金活動を行います。また、自生する大麻・けしの撲滅運動に取り組みます	環境衛生課
人権教育・啓発	人権が尊重される地域社会の実現のため、さまざまな学習機会を通じて、人権教育・啓発を行います。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館
生活福祉資金貸付金制度やフードバンク	低所得者の方などに対し、資金の貸付や食料の提供と相談支援を行い、在宅福祉の促進を図ります。	社会福祉協議会
防犯パトロール活動	自主防犯パトロール隊や防犯協会などと連携し子どもたちへの声掛けや登下校時の見守りを行います。また、青色回転灯を装備した車両にて地域の防犯パトロールを実施します。	総務課
犯罪被害者等支援事業	「国東市犯罪被害者等支援条例」に基づき犯罪被害者やその家族、遺族に対して見舞金を支給するなど適切な支援を継続して行います。また犯罪被害者等の各種相談に応じ必要な情報提供、助言を行います。	総務課
特殊詐欺等被害防止事業	高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入に対し補助を行います。また、防災行政無線などを用いて啓発活動を実施します。	総務課
安心して暮らせる地域づくり	安全・安心な地域づくりをめざし、市内の犯罪や交通事故を抑制するため、関係機関と連携し啓発活動などを実施します。	総務課



※件数は1月から12月までの数値となっています。(国東警察署資料)

(4) ボランティア活動の推進

基本的な考え方

地域の中では、地域に根ざした活動を行っている団体や地域を越えた広い範囲で活動を展開している団体など、さまざまなボランティア団体がそれぞれに目的を持って活動しています。行政にはできない細やかな部分の支援を行うなど、少子高齢社会にあってボランティア団体は地域福祉を推進するうえで貴重な存在であるため、可能な限り活動を支援していくことが重要となります。

高齢者がそれまで培ってきた経験や知識を活かして、地域の活動やボランティア活動に積極的に参加していくことも期待されています。一方で、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加していることなどを背景に、ボランティア活動に対するニーズも高まるものと考えられます。地域の中でより一層のボランティア活動の拡充を図っていくため、専門的な知識を身につけながら、ボランティア活動に積極的に参加していきたいと考える人を育成していくことが必要です。

地域の中には、ボランティアを求める人とボランティアに興味がある、あるいは活動を行いたいと考える人がみられます。こうした動きに対応するために、ボランティア活動に関する情報提供やコーディネート機能を強化していく必要があります。

また、ボランティアを難しく考えたり、組織や形式的な形にとらわれる必要はなく、「まずは身近にできることから」「誰でもひとりでも簡単に始められます」など、ボランティア活動に対する意識のハードルを下げる啓発も必要です。

事業・取り組み

① ボランティア活動の推進

事業・取り組み① 【ボランティア活動の推進】

ボランティアに関する情報の提供等を通じ、ボランティア団体やNPOに対しての支援や参加しやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアの体験講座や養成講座などを開催し、人材の確保・育成を推進するとともに、ボランティアを求める声とボランティア活動をやりたいという声を結びつけるコーディネート機能の強化も図ります。

(主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ボランティア養成講座の実施	未実施	年1回

自助（私や家族ができること）

- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- ボランティア体験講座や養成講座へ積極的に参加します。

共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域の中で活動するボランティア団体やNPO法人と積極的な交流・協働を図ります。
- ボランティア団体間の交流を支援します。
- 地域の行事等を通じて、ボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- ボランティア活動への関心を高めるため懇談会を開催します。
- 各種団体の連携した活動を通じて、人材交流を行い、人材の育成・確保を図ります。
- ボランティア活動の中心となる人（リーダー）の育成を図ります。
- ボランティア活動の参加者拡大につながるよう、ボランティア養成講座を実施します。
- 地域の団体が主催するイベントの開催時に、広くボランティアを募る活動を展開します。
- ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図っていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
ボランティア活動への支援	ボランティア団体・個人ボランティアを把握し、必要な情報を社協だよりやホームページなどを使って提供します。	社会福祉協議会
ボランティア活動に取り組む人材の育成	各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動を身近なものに感じてもらい新たな人材を育成します。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネート機能の強化	ボランティア活動の情報を集約し、社協だよりやホームページ、ケーブルテレビなどを活用しながら、市民への情報提供を行い、ボランティアを求める声とボランティア活動をやりたいという声を結びつけます。	社会福祉協議会